

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成23年 9 月30日

金 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県行政組織規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成23年 9 月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第27号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成 6 年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10款 削除」を「第10款 高志の国文学館（第 112条―第 114条の 2）」に改める。

第 6 条第 1 項の表生活環境文化部の項中「ふるさと文学館整備班」を「高志の国文学館整備班」に改め、同表厚生部の項中

「

障 害 福 祉 課	管理係	自立支援係	地域生活支援係
-----------	-----	-------	---------

」を

「

障 害 福 祉 課	管理係	自立支援係	地域生活支援係	高志リハビリ
		病院整備班		

」

に改める。

第24条第 8 号中「及び立山博物館」を「、立山博物館及び高志の国文学館」に改める。

第49条第 9 号中「独立行政法人雇用・能力開発機構富山センター」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構富山職業訓練支援センター」に改める。

第79条の表富山県文化審議会の項の次に次のように加える。

高志の国文学館運営 委員会	高志の国文学館の運営に関し知事の諮問に応じて 審議し、及び知事に対して意見を述べる事務	文化振興 課
------------------	--	-----------

第79条の表富山県障害者施策推進協議会の項中「第26条第2項」を「第34条第2項」に改める。

第80条第10号を次のように改める。

(10) 高志の国文学館

第4章第2節第10款を次のように改める。

第10款 高志の国文学館

(所掌事務)

第 112条 高志の国文学館は、文学作品その他の文学関係資料を紹介し、文学に関する県民の知識を深め、教養の向上を図るとともに、文学を中心とする文化活動の場を提供し、教育、学術及び文化の振興並びに心豊かな地域社会の形成に寄与するための事務をつかさどる。

(名称及び位置)

第 113条 高志の国文学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
高志の国文学館	富山市

(内部組織)

第 114条 高志の国文学館に事務局を置き、事務局に事業課を置く。

(分掌事務)

第 114条の2 事業課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印及び文書に関すること。
- (2) 施設の管理に関すること。
- (3) 高志の国文学館運営委員会に関すること。
- (4) 文学資料の受託に関すること。
- (5) 文学資料の収集、保管、展示及び閲覧に関すること。
- (6) 展示会の企画及び開催に関すること。
- (7) 文学資料に関する専門的な調査研究に関すること。

- (8) 文学に関する講演会、講習会、研究会等の企画及び開催に関すること。
- (9) 文学資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の作成に関すること。
- (10) 広報及び宣伝に関すること。
- (11) 文学館の普及活動に関すること。

第 327 条第 2 項の表東京事務所の項の次に次のように加える。

高志の国文学館	事務局長	事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
---------	------	-------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年10月 1 日から施行する。ただし、第79条の表に高志の国文学館運営委員会の項を加える改正規定及び第 4 章第 2 節第10款の改正規定（第 114条の 2 第 3 号に係る部分に限る。）は、高志の国文学館条例（平成23年富山県条例第41号）の施行期日を定める規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
生活環境文化部文化振興課ふるさと文学館整備班長	生活環境文化部文化振興課高志の国文学館整備班長

(人 事 課)

